

須坂市農業委員会 令和3年4月総会 議事録

- 1 招集 令和3年4月28日(水) 午後3時00分
- 2 開会 令和3年4月28日(水) 午後3時00分
- 3 閉会 令和3年4月28日(水) 午後3時50分
- 4 場所 須坂市役所 議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田	学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原	等
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	18番	中村	嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	19番	櫻井	清一
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前	清孝
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治	〃			

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 21番 大澤敏志委員

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利移動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利移動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

議案第5号 農地法施行規則第17条第2項の下限面積(別段面積)の適用の可否について(→農業委員会可否決定)

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第3号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について(→農業委員会の受理通知)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須崎市農業委員会4月総会を開会いたします。本日の会議につきましては、大澤推進委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数の過半数の出席をいただいておりますので本日の会議の成立をご報告いたします。

議長 それでは、須崎市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 大変な中ではありますが、4月総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日は、午前中、農振協議会の審議会が開催されまして審議委員の皆様には引き続きということになりますが、よろしく申し上げます。本日の総会は令和3年度最初の総会となりますが、議事がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願いいたします。

議長 4月提出分の5議案につきまして、慎重審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。

議長 最初に、議事録署名委員の指名を行います。

議長 須崎市農業委員会 会議規則第14条の規定により、8番齋藤稔委員、9番春原博委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数4件について、審議いたします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 推進委員さんで何か補足説明がございましたか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第1号の4件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第1号の4件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について申請件数1件について審議いたします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 推進委員さんで何か補足説明がございましたか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第2号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第2号の1件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件について審議いたします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 3番 No.2についてですが、申請者はブドウ栽培の新規就農者で、非常に頑張っている方です。

議長 申請地付近が主な圃場になりますが、そちらに住宅を構えたいとのことで、これから地区農業を担っていく方です。ぜひよろしく申し上げます。

議長 推進委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第3号の2件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第3号の2件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画の決定について申請件数60件を議題といたします。
最初に、NO.1からNO.14までの14件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第4号のNO.1からNO.14までの14件について、決定とするに賛成の農業委
員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第4号のNO.1からNO.14までの14件については、決定とすること
に決しました。

議長 次に、議案第4号のNO.15からNO.24までの10件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第4号のNO.15からNO.24までの10件について、決定とするに賛成の農業委
員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第4号のNO.15からNO.24までの10件については、決定とすること
に決しました。

議長 次に、議案第4号のNO.25からNO.34までの10件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第4号のNO.25からNO.34までの10件について、決定とするに賛成の農業委
員さんは挙手願います。
挙手全員であります。

よって、議案第4号のNO.25からNO.34までの10件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第4号のNO.35からNO.57までの23件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

3番 No.29の貸付人ですが、事情があって耕作できない状況になってしまい、私と推進委員さんに相談がありました。今回、耕作地を探していた申請者に借りていただくことになりました。

議長 推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第4号のNO.35からNO.57までの23件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第4号のNO.35からNO.57までの23件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第4号のNO.58からNO.60までの3件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第4号のNO.58からNO.60までの3件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第4号のNO.58からNO.60までの3件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の下限面積（別段面積）の適用の可否について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第5号の1件について、可とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第5号の1件については、可とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」報告件数1件、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」報告件数3件、第

3号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」報告件数1件について事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

この件についてご質問はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これもちまして、4月総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。